

平成26年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

商 法

【問題】 下記の設例を読んで、設問に答えなさい。(100点満点)

〔設例〕 Aは、個人で営んできた建築土木業を会社形態で営むこととし、資本金300万円の甲株式会社(以下、甲社という)を設立した。甲社は、公開会社ではなく、また、取締役会及び監査役は置くが、会計参与及び会計監査人は置かないものとされたほか、定款で監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨が定められていた。甲社の取締役には、Aのほか、以前からAに雇われていたB及びCが選任されるとともに、監査役には、Aの妻Dが選任され、また、代表取締役には、Aが選定された(以上の甲社成立までの手続には、何ら瑕疵はなかった。)。

ところが、甲社では、設立以来、取締役会が1回も開催されず、その経営は、Aが独断で行い、BおよびCは唯々諾々とAの指示に従っていた。また、Dは、決算期後の会計監査のみを行っていた。

その後、甲社は、Aの無思慮によって事業が無計画に拡大された結果、資金繰りに窮り、1億円の負債を抱えて倒産した。これに伴い、甲社に建築資材を供給していたX社は、3,000万円の売掛金の回収が不能となった。

〔設問〕下記の小問について解答しなさい。

(小問 1) X社は、自社の損害を回復するため、Aに対し、会社法上、損害賠償を請求することができるか。(60点)

(小問 2) X社は、自社の損害を回復するため、BおよびCに対し、会社法上、損害賠償を請求することができるか。(20点)

(小問 3) X社は、自社の損害を回復するため、Dに対し、会社法上、損害賠償を請求することができるか。(20点)